

役職員の行動規範

1. 法令や内部規定を厳格に遵守した責任ある行動
 - ・法令や内部規定などで定められた基準に基づき、職務を適正に行います。
 - ・機密情報を厳重に管理し、適切に取り扱います。
2. 高い倫理意識を備え、社会的良識を持った行動
 - ・組合の名誉と信用を損なわない良識ある行動をします。
 - ・公私のけじめを守り、職務を誠実に遂行します。
3. ふれあい活動と地域・社会への貢献
 - ・事業活動を通して、人とのふれあいを深め、地域・社会に貢献する行動を行います。
 - ・農業や食料の大切さをよく理解し、地域・社会に伝えるため教育の文化活動に参画致します。
4. 利用者のニーズに適応した、質の高いサービスの提供
 - ・お客さまの多様なニーズに、的確かつ迅速に応えるよう行動します。
 - ・質の高いサービスを提供するため、常に知識、技術の向上をはかり、自己啓発に努めます。
 - ・公平かつ公正なサービスの提供を行います。
5. 安全で、安心な、働きがいのある職場づくり
 - ・一切の差別意識や偏見を持たず、一人ひとりの人権を尊重します。
 - ・職場の規律を守るとともに、コミュニケーションをはかり、相互理解を深めるよう努めます。
 - ・安全で健康的な職場環境の維持に努めます。
6. 自然環境保全への取り組み
 - ・農業のもつ自然環境への多面的な機能をもとに、自然環境の保全活動に取り組みます。
 - ・限りある資源を有効活用し、再利用の促進、廃棄物の減量に努めます。